定款

一般財団法人新潟県消防設備協会

一般財団法人新潟県消防設備協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人新潟県消防設備協会と称する。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化、防火対象物の防火防災安全対策の推進、応急手当及び救急の普及啓発、消防防災に関する調査研究を行うとともに防火防災思想の普及広報に努め、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、財産の被害の軽減を図り、もって社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進
 - (2) 消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施
 - (3) 防火対象物の防火防災安全対策の推進
 - (4) 応急手当及び救急の普及啓発
 - (5) 防火防災思想の普及広報
 - (6) 関係官公庁及び関連団体との連絡協調
 - (7) 前各号の事業に付帯する事業
 - (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、新潟県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成す

るために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分するとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

- 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)
- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の 書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出 し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの 書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの を記載した書類

第4章 評 議 員

(評議員)

第9条 この法人に評議員10名以上17名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第17 9条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3 分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の 財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一に する者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員で ある者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除 く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法 人をいう。)

(任期)

- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

- 第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、評議員の中から互選によって定める。

(権 限)

- 第14条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の 承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、 評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

- 第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を 上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選出された2人が記名押印する。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第19条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の 代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員の選任)
- 第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第21条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執 行する。
- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の 業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告 を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及 び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって 解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (報酬等)
- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、 評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の 支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(権 限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職 (招集)
- 第28条 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。 (決 議)
- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過 半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条 において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったもの とみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が記名押印する。

第8章 会 員

(入 会)

- 第31条 この法人に次の会員を置くことができる。
 - (1) 正会員 消防設備等の設置及び工事又は保守点検等を業とする団体又は個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する団体又は個人
- 2 正会員は負担金を、賛助会員は賛助会費を、会員になった時及び毎年納入しなければならない。
- 3 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、そ の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第32条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいっても退会することができる。

(除 名)

- 第33条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該 会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第34条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格 を喪失する。
 - (1) 第31条第2項の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が解散、又は死亡したとき。

第9章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長及び顧問)

- 第35条 この法人に名誉会長1名及び顧問若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の相談に応ずる。 (相談役)
- 第36条 この法人に相談役を若干名置くことができる。
- 2 相談役は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、重要事項について相談に応ずる。 (名誉会長、顧問及び相談役の任期)
- 第37条 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、2年以内の必要な期間とし、その期限 を明示するものとする。

(名誉会長、顧問及び相談役の報酬)

第38条 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。

第10章 事務局

(事務局)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第10条についても適用する。 (解 散)
- 第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能 その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産等の帰属)

- 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は 新潟県において発行する新潟日報に掲載する方法による。

第13章 補 則

(委員会)

- 第44条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(実施細則)

第45条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が 別に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項にお いて読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、 一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記 の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、早川武美、小林功、清水信博、業務執行理事は、髙橋明とする。

附 則 (平成29年3月21日 評議員会決議) 改正後のこの定款は、平成29年4月1日から施行する。

基本財産一覧表

預 金 目 的	金 額	内 訳	種 類	期間	預金先
基本財産	21,740,000	10,000,000	定期預金	5年	三井住友信託銀行
	(指定正味財産)	3,000,000	利付国債	5年	野村證券
		3,000,000	利付国債	6年	"
		2,000,000	利付国債	5年	"
		3,740,000	定期預金	3年	労働金庫
	7,843,496	1,100,000	定額貯金	10年	ゆうちょ銀行
	(一般正味財産)	400,000	定期預金	5年	みずほ信託銀行
		520,000	"	5年	<i>''</i>
		370,000	"	5年	<i>''</i>
		510,000	"	5年	"
		440,000	<i>"</i>	5年	<i>''</i>
		300,000	定期預金	3年	北越銀行
		4,049,668	定期預金	3年	労働金庫
		153,828	<i>''</i>	3年	<i>II</i>
小 計	29,583,496				

注)本書は、一般財団法人新潟県消防設備協会設立時の定款第5条第1項で規定する基本財産の明細であ